

突然介護が必要になったらどうする？

本日の講師

一般社団法人日本顧問介護士協会
代表理事 石間 洋美(いしま ひろみ)

介護福祉士、顧問介護士(仕事と介護の両立支援の専門家)、
医療福祉接遇インストラクター



一般社団法人日本顧問介護士協会
専務理事 西山 猛司(にしやま たけし)

顧問介護士(仕事と介護の両立支援の専門家)、仕事と介護の両立支援セミナー、各種介護セミナー講師



介護保険サービスを利用するには、介護認定を受ける必要があります。そのためには第一歩として「介護申請」をすることになります。

申請する場所は「住民票のある」市役所・区役所・役場の窓口もしくは“地域包括支援センター”になります。そこに右へ掲載の【介護申請に必要な持ち物】を用意して申請に行きます。申請したあとに「認定調査」「審査・判定」等の期間をはさみ、約1ヶ月後に認定があります。介助が必要な状態によって8区分(非該当(自立)、要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5)に分かれて認定があります。

特に覚えておいていただきたいのは“地域包括支援センター”の存在です。

ここは、高齢者や介護、福祉に関する「よろず相談所」ですので、介護申請のみならず、介護のことで悩んだり困ったりした時に相談できる場所になります。行政サービスになるため無料で相談が可能です。全国に6,000ヶ所以上存在しており、必ず皆さんの地域にも存在しています。介護が必要になる前から、住民票のある地域の地域包括支援センターを調べておき、電話番号をスマホなどに登録しておくとう便利です。



(全国の地域包括支援センターの検索はこちらから:<https://houkatsu.komonkaigo.jp/>)



介護申請に必要な持ち物

- ① 要介護・要支援認定申請書
- ② 介護保険被保険者証
- ③ 健康保険
- ④ マイナンバーが確認できるもの
- ⑤ 申請者(本人・家族)の身元が確認できるもの
- ⑥ 主治医(かかりつけ医)の情報が確認できるもの
- ⑦ 代理権が確認できるもの*
- ⑧ 印鑑
- ⑨ 代理人の身元が確認できるもの

- 申請者は、本人・家族となる。
- 難しい場合には、「代行申請手続き」が可能。
- 代行申請手続きは、「地域包括支援センター」「居宅介護支援事業者」「介護保険施設」の職員が可能となる。

* (例1) 成年後見人(法定代理人): 戸籍謄本、資格証明書 / (例2) 委任状あり: 委任状(任意代理人) / (例3) 委任状なし ※以下の「被保険者」のものから1つ: 医療保険証、介護保険被保険者証(オレンジ色)、介護保険負担割合証(うす緑色)、介護保険負担限度額認定証(青色)、年金手帳、官公署から発行された書類で個人番号利用実務者が認めるもの(i 氏名、ii 生年月日または住所記載あり) 例えば、本人宛の通知 ※各書類写しも可

※本資料は、2025年5月現在の社会保障制度に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

監修・文責: 一般社団法人日本顧問介護士協会 代表理事 石間洋美(介護福祉士)、専務理事 西山猛司



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

お問合せ先・担当者